



茨城県 古河市
Koga City

資料2



特定教育・保育施設の 認可定員と利用定員について



子ども部子育て対策課
子ども政策室





認可定員と利用定員について（1）



用語の定義

【認可定員】

教育・保育施設の設置に当たり認可若しくは認定され、その後の変更につき適正な手続きを経た定員

- ◆ 施設・設備や職員配置等に基づく定員
- ◆ 規制法的な意味合い

≧

【利用定員】

子ども・子育て支援法第27条第1項の確認において定め、**給付費（委託費）の単価水準を決めるもの**

- ◆ 給付対象とする利用者の定員
- ◆ 財政措置的な意味合い

認可定員と利用定員は、
同数を基本とする

○ 利用定員の設定における考え方

- ・ 認可定員の範囲内で、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が確認の手続きの中で設定
- ・ 全国一律の基準設定なし
- ・ 利用定員は認可定員に一致させることを基本
- ・ 恒常的に利用人員が少ない場合には、認可定員を超えない範囲内で利用状況を反映して設定すること
→直近の実利用人員の実績や今後の見込みなどを踏まえて適正に設定



認可定員と利用定員について（2）



利用定員の算出方法

認可定員＞利用人員の場合

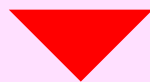
認可定員：300人

	24年度	25年度	26年度
利用定員 (5/1)	230人	220人	210人

3か年平均：220人



利用定員は220人以上300人以下で設定が可能



利用状況を反映した利用定員に設定

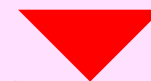
認可定員＜利用人員の場合

認可定員：100人

	24年度	25年度	26年度
利用定員 (5/1)	120人	122人	124人

3か年平均：122人

保育所では定員弾力化等により
認可定員を超過した利用状況あり



児童の受入可能最大数（＝130人）に変更



利用定員は122人以上130人以下で設定

連続する過去2年間常に実際の利用者数が利用定員を超えており、かつ各年度の利用率が120%以上である場合に利用定員の変更を行わない場合、法に基づく給付費の減算措置あり